

News Release



株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

22-D-0228

2022年6月13日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

■ 株式会社極洋（証券コード：1301）

【据置】

国内CP格付

J-2

■ 格付事由

- (1) 1937年創立の水産会社。水産物の買付販売を行う水産商事事業並びに同加工食品の製造販売を行う食品事業を主力としている。他に、鰹・鮪の調達加工販売を行う鰹・鮪事業、物流サービス事業なども営む。24/3期を最終年度とする中期経営計画「Build Up Platform 2024」では、食品事業や海外事業の拡大、水産商事事業及び養殖事業の収益安定化などに取り組んでいる。
- (2) 業績は良好に推移している。水産市況の上昇や加工品の取扱量増加を背景に水産商事事業が好調であり、全社の利益を牽引している。一方、食品事業拡大の取り組みは、コロナ禍の長期化も影響し依然途上にある。販売体制の強化や市販用加工食品の拡販に注力しており、進捗状況に注目している。足元、水産市況は高値で推移している。今後の動向に留意が必要であるが、仕入管理の徹底や販売価格の適正化を進めており、今後も堅調な利益水準を維持するとみている。財務構成には改善の余地を残すものの、着実な利益の蓄積も見込まれ、自己資本の拡充が進む見通し。以上を踏まえ、格付を据え置いた。
- (3) 22/3期の営業利益は63億円（前期比37.2%増）と、過去最高益を更新した。需要回復に伴う市況の上昇を販売価格にスムーズに取り込み、高水準の利益を確保した。23/3期は70億円（同9.5%増）を計画している。ただし、円安の進行や原材料価格の上昇など、コスト圧力はさらに強まる傾向にある。コロナ禍の動向も依然先行きは不透明である。より精緻な在庫管理や食品事業の販売力向上、工場稼働率の向上を通じて、収益基盤の強化が進むか確認していく。
- (4) 22/3期末の自己資本比率は32.7%（21/3期末は34.7%）となった。近年は在庫の絞り込みに注力することで有利子負債の削減を進めてきたが、魚価の高騰に伴い22/3期末では増加した。足元では供給不安が増しており、在庫水準を厚めに確保し、運転資金がもう一段増加する可能性はある。生産能力増強に向けた設備投資も継続される見通しである。ただし、徹底した在庫管理や財務健全性を重視した投資方針に変更はなく、一定の財務構成は維持できるとみている。

（担当）井上 肇・石崎 美瑠

■ 格付対象

発行体：株式会社極洋

【据置】

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	150億円	J-2

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2022年6月8日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：窪田 幹也
主任格付アナリスト：井上 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」（2014年1月6日）として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」（2014年11月7日）、「食品」（2021年6月1日）として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社極洋
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
 - 格付関係者が提供した監査済財務諸表
 - 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っています。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル